

○岡山市私立保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所等が、施設の体制整備を推進するため、施設に勤務する職員の保育士資格取得を支援する場合、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 本市内に所在する次に掲げる施設であつて、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、岡山県又は岡山市以外の者が設置するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた同法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）

イ 認定こども園法第2条第6項に定める認定こども園

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたものを除く。）のうち、補助金の交付を受けようとする年度中もしくはその翌年度の4月1日までに認定こども園へ移行するもの。

(2) 養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に定める都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

(3) 特例制度 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第120

1002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別表の②③をいう。

- (4) 対象者 私立保育所等に勤務する者のうち、保育士資格を有さない者であり、保育士登録を受けた日から起算して私立保育所等において1年以上勤務し、教育・保育業務に従事する予定のある者。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 私立保育所等の設置者が、教育・保育従事者であって、養成施設卒業により保育士資格を取得する対象者に対し、その経費の全部又は一部を負担する事業。
- (2) 私立保育所等の設置者が、養成施設において、特例制度を活用して保育士資格を取得する対象者に対し、その経費の全部又は一部を負担する事業。なお、対象者が過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者であり、その科目を修得することにより保育士資格を取得する場合を含める。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、補助事業を実施する私立保育所等の設置者(以下「補助事業者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、対象者が、保育士資格の取得に際し、養成施設に対して支払った入学料又は登録料、受講料(授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))

を含む。)及び当該経費にかかる消費税のうち、補助事業者が負担した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 受講にあたって必ずしも必要とされない検定試験等の受講料、補助教材費
 - (2) 補講費
 - (3) 養成施設が定める修業年限を超えて修業した場合に必要な費用
 - (4) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - (5) 学債等の将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - (6) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材購入費等
 - (7) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)
- (補助金額)

第6条 補助金の額は、第3条各号の事業区分に応じて下記のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 補助事業者が現に負担した実支出額の2分の1と、対象者1人あたりの補助限度額300,000円を比較して、いずれか少ない方の額。
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 補助事業者が現に負担した実支出額と、対象者1人あたりの補助限度額200,000円を比較して、いずれか少ない方の額。

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(実施計画書の提出及び承認)

第7条 補助事業者は、受講開始日の属する年度中に、保育士資格取得支援事業実施計画書(様式第1号)に事業実施計画内容を確認するための書類を添付して市長が別に定める期日までに提出した上、事業実施計画についてあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項に定める添付書類は次のとおりとする。

(1) 対象者が補助事業者の運営する施設に勤務していることが確認できる書類

(2) 対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項に定める補助金の交付申請は、対象者が養成施設における必要科目をすべて修得し、保育士証の交付を受けた年度の末日までに行うものとする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、補助事業者が市税を滞納していないことを証明する書類とする。

(状況報告の免除)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等の遂行状況の報告は要しない。

(着手届及び完了届の免除)

第10条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第11条 規則第16条第1項に規定する実績報告は第8条第1項に定める補助金の交付申請と同時に行うものとする。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の通りとする。

(1) 保育士資格取得支援事業完了報告書(様式第2号)

(2) 対象者が補助事業者の運営する施設へ勤務していることを確認できる書類

(3) 補助対象経費の領収書の写し

(4) 補助事業者が補助対象経費を負担したことを証明する書類

(5) 対象者の保育士証の写し

(交付決定後の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補

助金の交付を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 事業の全部又は一部を中止したとき

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年2月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 この要綱における、第3条第2号に掲げる事業に関する規定は、認定こども園法附則第5条に定める保育教諭等の資格の特例が適用される期間に係る補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

保育士資格取得支援事業実施計画書

年 月 日

岡 山 市 長 様

補助事業者

住所又は所在地

代表者氏名

岡山市私立保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり事業実施計画を提出します。

① 対象施設名		
② 施設住所	(〒 -)	電話() -
③ 対象者氏名	フリガナ	生年月日
		年 月 日生 (歳)
④ 養成施設等名		
⑤ 保育実習や面接授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日	
⑥ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
⑦ 受講に要する費用 (税込額)	入学料 円 受講料 円	
	その他教材費等 円 合計 円	
⑧ 類似事業の貸付の有無	類似事業の給付を 受けている ・ 受けていない	

様式第2号（第11条関係）

保育士資格取得支援事業完了報告書

年 月 日

岡山市長様

補助事業者

住所又は所在地

代表者氏名

岡山市私立保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり事業完了報告を提出します。

① 対象施設名		
② 施設住所	(〒 -)	電話() -
③ 対象者氏名	フリガナ	生年月日
		年 月 日生 (歳)
④ 大学等名		
⑤ 保育実習や面接授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日	
⑥ 受講期間	年 月 日 ~	年 月 日
⑦ 受講に要した費用 (税込額)	入学料 円	受講料 円
	その他教材費等 円	合計 円